

平成26年10月9日

各 位

会社名 株式会社西武ホールディングス  
代表者 取締役社長 後藤 高志  
(コード番号：9024 東証一部)  
問合せ先 取締役広報部長 西山 隆一郎  
(TEL.04-2926-2645)

当社グループ再編に関する株主総会決議不存在確認等請求訴訟について

当社、株式会社プリンスホテルおよび当社の大株主である株式会社NWコーポレーションに対し、旧西武グループ創業者の相続人の一人である堤猶二氏から、「当社グループの前身の組織再編（当社の設立を含みます）を承認した株主総会決議は不存在か、または取り消されるべきであり、それに引き続く組織再編も無効とすべきである」と主張していた当社グループ再編に関する株主総会決議不存在確認等請求訴訟（原告：堤猶二氏 訴訟提起日：平成18年2月24日）について、平成26年10月7日、最高裁判所第三小法廷より、原告の上告を棄却し、上告受理申立を不受理とする決定が下されました。

これにより、当社の設立を含む一連の当社グループ再編手続に一切の瑕疵がなく、再編が正当であることが認められました。

なお、株式会社プリンスホテルが補助参加人として関与しておりました旧コクド株における名義株の存否が争われた一連の株式持分確認請求訴訟（原告：堤猶二氏他3名）につきましても、平成26年6月17日に最高裁判所が原告らの上告を全て棄却し、旧コクド株に名義株は存在しなかったことが既に確定しております。

また、当社の子会社である西武鉄道株式会社および株式会社プリンスホテル他が、堤猶二氏、(故)堤清二氏、堤康弘氏他2名から、当社グループ再編に関連して株主権が侵害されたことにより損害を被ったとして、損害賠償請求訴訟（提起日：平成18年12月4日・平成21年1月30日、上告額1億円）の提起を受けておりましたが、平成26年10月7日、最高裁判所第三小法廷より、上告人ら（1審原告ら）の上告を棄却する決定が下されております。（平成26年10月8日公表済み。）

関連裁判の概略は別紙のとおりです。

以 上

旧コクド株に関する訴訟4件についての詳細

1. 「株主総会決議不存在確認等請求訴訟」について

・概 要

旧西武グループ創業者の相続人の一人が、旧コクド株の多くは創業者が実質保有していた名義株であり、原告は相続により当該株式の持分を承継し、平成17年11月から平成18年2月に実施された当社グループ再編に関する株主総会決議当時、原告が旧コクドの実質的な株主であったことから、株主名簿上の株主が議決権を行使した当該株主総会決議には瑕疵があり一連の再編手続は無効であると主張して、当社、株式会社プリンスホテルおよび当社の大株主である株式会社NWコーポレーションに対し提起した株主総会決議不存在確認等請求訴訟。

・原 告：堤猶二氏

・被 告：当社、株式会社プリンスホテルおよび株式会社NWコーポレーション

・訴訟提起日：平成18年2月24日

・訴訟の経緯：第一審／平成23年7月7日、訴え却下

第二審／平成24年12月12日、控訴棄却

最高裁／平成26年10月7日、上告棄却・上告受理申立不受理

2. 「損害賠償請求訴訟」について（平成26年10月8日公表済み）

・概 要

旧西武グループ創業者の相続人の一部が、上記当社グループ再編により創業者から相続により承継した旧コクド株の株主権が侵害され、損害を被ったと主張して、株式会社プリンスホテルおよび西武鉄道株式会社他に対し提起した損害賠償請求訴訟。

・原 告：堤猶二氏、(故) 堤清二氏、堤康弘氏 他2名

・被 告：株式会社プリンスホテルおよび西武鉄道株式会社 他14名

・訴訟提起日：平成18年12月4日 平成21年1月30日

・訴訟の経緯：第一審／平成23年7月7日、請求棄却

第二審／平成25年1月31日、控訴棄却

最高裁／平成26年10月7日、上告棄却・上告受理申立不受理

3. 旧コクド株の「株式持分確認請求訴訟」①について

・概 要

旧西武グループ創業者の相続人の一部が、旧コクド株の名義人に対し、当該旧コクド株は、原告らが旧西武グループ創業者から相続により承継したものであると主張して、原告らの株式持分の確認を求めた訴訟。

・原 告：堤猶二氏、(故) 堤清二氏 他2名

・被 告：旧コクド株名義人114名、補助参加人：株式会社プリンスホテル

・訴訟提起日：平成17年2月14日等

・訴訟の経緯：第一審／平成23年3月28日、一部の被告について訴え却下、その余の被告について請求棄却

第二審／平成25年2月13日、主位的請求について訴え却下、予備的請求2を棄却（予備的請求1は訴え変更申立却下）

最高裁／平成26年6月17日、上告棄却・上告受理申立不受理

4. 旧コクド株の「株式持分確認請求訴訟」②について

- ・概要：同上
- ・原告：堤猶二氏、(故) 堤清二氏 他2名
- ・被告：旧コクド株名義人28名、補助参加人：株式会社プリンスホテル
- ・訴訟提起日：平成21年2月10日
- ・訴訟の経緯：第一審／平成24年7月27日、訴え却下  
第二審／平成25年4月23日、控訴棄却、予備的追加請求を棄却  
最高裁／平成26年6月17日、上告棄却・上告受理申立不受理